

【介護保険】 訪問看護ステーション バウンス 訪問看護利用料金 (令和7年11月1日現在)

訪問看護費 (=基本となる料金)

料金		サービス内容	単位数		利用料金	自己負担額		
						1割負担	2割負担	3割負担
介護予防 基本料金	看護師による訪問 (要支援1~2の方)	20分未満の訪問 (予防看護I-1)	303	1回	3,030円	303円	606円	909円
		30分未満の訪問 (予防看護I-2)	451	1回	4,510円	451円	902円	1,353円
		30分以上60分未満の訪問 (予防看護I-3)	794	1回	7,940円	794円	1,588円	2,382円
訪問看護 基本料金	看護師による訪問 (要介護1~5の方)	20分未満の訪問 (訪問看護I-1)	314	1回	3,140円	314円	628円	942円
		30分未満の訪問 (訪問看護I-2)	471	1回	4,710円	471円	942円	1,413円
		30分以上60分未満の訪問 (訪問看護I-3)	823	1回	8,230円	823円	1,646円	2,469円
		60分以上90分未満の訪問 (訪問看護I-4)	1128	1回	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

加算料金 (=ご利用状況によりプラスされるもの)

加算料金	初回加算 (I)	退院した日に初回訪問を行った場合	350	初回	3,500円	350円	700円	1050円
	初回加算 (II)	初回訪問を行った場合 (初回加算 (I) の算定者を除く)	300	初回	3,000円	300円	600円	900円
	退院時共同指導加算	退院時共同指導を行った場合	600	初回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	緊急時 (介護予防) 訪問看護加算 (I)	(注1)	600	1月毎	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	特別管理加算 (I)	(注2)	500	1月毎	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算 (II)	(注3)	250		2,500円	250円	500円	750円
	ターミナルケア加算	ターミナルケアを行った場合	2500	死亡月	25000円	2,500円	5,000円	7,500円
	長時間 (介護予防) 訪問看護加算	90分以上の訪問看護 (特別管理加算対象者)	300	1回	3,000円	300円	600円	900円
	複数名訪問加算 (I)	2人の看護職員等が同時に訪問看護を行う場合	254 (30分未満)	1回	2,540円	254円	508円	762円
			402 (30分以上)	1回	4,020円	402円	804円	1,206円
	専門管理加算	(注4)	250	1月毎	2,500円	250円	500円	750円
	早朝加算	早朝とは6:00~8:00	25%増					
	夜間加算	夜間とは18:00~22:00	25%増					
	深夜加算	深夜とは22:00~6:00	50%増					
	(保険外)	1時間30分を超える訪問看護	30分を超えるごとに	2,000円				
		その他希望による保険外訪問	1時間ごとに	3,000円				
死後の処置		1回ごとに	10,000円 (税抜き)					

※加算料金注釈

(注1)	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	事業所が利用者又はその家族に対して24時間連絡できる体制にあり、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合
(注2)	特別管理加算（Ⅰ）	在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の利用者を訪問した場合。
(注3)	特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態および真皮を越える褥瘡の状態等の利用者を訪問した場合。
(注4)	専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、利用者の訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。

【医療保険】 訪問看護ステーション バウンス 訪問看護利用料金 (令和7年11月1日現在)

1. 後期高齢者医療保険証をお持ちの方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割 (後期高齢者医療保険証に記載)
現役並みの所得の方	訪問看護に要する費用の3割 (後期高齢者医療保険証に記載)

2. その他の医療保険の方

義務教育就学前	2割負担	
70歳以上75歳未満の方	1.2割負担	
※70歳以上75歳未満において昭和19年4月1日以前生まれの方は1割負担		
現役並みの所得の方	3割負担	
※医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います		

3. 訪問看護療養費 (=基本となる料金)

区分	基本料金	備考
基本療養費Ⅰ (看護師等の訪問で、週 3回まで)	5,550円/回	
基本療養費Ⅱ (看護師等の訪問で、週 4日以降)	6,550円/回	基準告知第2の1に該当する方は、週4日以上 の算定が可能です。
基本療養費Ⅲ (日につき)	8,500円	外泊中の訪問看護を行った場合に算定 します。原則入院中に1回限り。厚生 労働大臣が定める疾病等や特別 管理加算算定対象者は2回まで 算定可能です。
管理療養費 (初日)	7,640円/回	
管理療養費 (2回目以降)	3,000円/回	

差額利用料、長時間訪問の料金について (自費負担になります)		
営業時間内で、1時間30分を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対)	30分毎	2,000円
保険外による訪問看護	1時間	3,000円 (1時間を超えたら、30分毎1,000円)
永眠時のケア		10,000円(税抜)

【医療保険】

訪問看護ステーションバウンス 訪問看護利用料金（令和7年11月1日現在）

4. 加算料金（＝ご利用状況によりプラスされるもの）

難病等複数回訪問加算	1日2回目の訪問		4,500円
	1日3回目以上の訪問		8,000円
緊急訪問看護加算	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合に算定します 24時間看護師への電話連絡が可能で、必要時には休日や時間外でも緊急訪問を行います	1回/日	月14日まで
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等や15歳未満の超重症児及び準超重症児に1回90分を超えた訪問看護を行なった場合	1回/週 超重症児等3回/週	5,200円
乳幼児（6歳未満）加算	お子さんの特徴をふまえた吸引や経管栄養等医療処置に加え、両親の支援等看護ケアを行う場合	1日毎	1,300円
複数名訪問看護加算	がん末期等厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対し、1人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合)に複数名で訪問した場合	1週毎	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	早朝加算（早朝とは6時～8時）		2,100円
	夜間加算（夜間とは18時～22時）		2,100円
	深夜加算（深夜とは22時～6時）		4,200円
24時間対応体制加算	休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時に電話で相談できる体制にあり、必要時には訪問看護を行います	1月毎	6,800円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、利用者の訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	1月毎	2,500円
特別管理加算Ⅰ、Ⅱ	Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の患者さんに訪問する場合	1月毎	5,000円
	Ⅱ：在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門・人工膀胱を設置している状態。真皮を超える褥瘡の状等の患者さんに訪問する場合	1月毎	2,500円
退院時共同指導加算	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養に必要な相談指導を行った場合	退院時	8,000円
特別管理指導加算	退院後特別な管理が必要な方に対し、退院時共同指導を行なった場合（加算に追加して）		2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保健医療機関から退院当日に看護師が訪問した場合に算定	退院時	6,000円
退院支援指導加算 （90分以上を超える訪問）	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、退院日在宅で長時間にわたる療養に必要な指導を行なった場合	退院時	8,400円
在宅患者連携指導加算	利用者または家族の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等で共有された情報を踏まえて指導した場合に算定。		3,000円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	利用者の状態の急変時に伴い、医師の求めにより医師、他職種等と看護師が共同で利用者宅に赴き、カンファレンスに参加し、療養に必要な指導を行なった場合	2回/月	2,000円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行なった場合	1月毎	2,500円
訪問看護情報提供医療費1	利用者の同意を得て居住地の市町村、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者に対し訪問看護に関する情報を提供した場合	1月毎	1,500円
ターミナルケア療養費1	苦痛の緩和などのターミナルケアを行ない、自宅等での看取りを行なった場合(死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定)		25,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	1月毎	50円